（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第二条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語） **第二条**　この省令において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。 2　［略］ ［一～四　略］ 五　一般第一種指定中継ルータ　第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 ［六　略］ 六の二　関門系ルータ　他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 六の三　メディアゲートウェイ　他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行う装置をいう。 ［七～十三　略］ （機能） **第四条**　法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。	（用語） **第二条**　この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。 2　［同上］ ［一～四　同上］ 五　一般第一種指定中継ルータ　第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定収容ルータと相互に対向するものをいう。 ［六　同上］ ［新設］ ［新設］ ［七～十三　同上］ （機能） **第四条**　［同上］

機能の区分	内容	対象設備
［一　略］		
二　端末系交換機能	端末系ルータ交換機能	一般第一種指定収容ルータにより通信の交換を行う機能（この項の一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）	一般第一種指定収容ルータ
	一般収容ルータ優先パケット識別機能	一般第一種指定収容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能	

機能の区分	内容	対象設備
［一　同上］		
二　端末系交換機能	加入者交換機能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能（この項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）